

公益財団法人日本スポーツ協会 講習・試験免除適応コース  
アシスタントマネジャーコース 申請基準

## 1. 承認校について

講習・試験免除適応コース（以下「免除適応コース」）の承認については、次に掲げる学校もしくは団体にて行われるものであること。

学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学、専修学校、但し専修学校の場合は2年以上の専門課程

## 2. 申請に関する事項

- (1) アシスタントマネジャーコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」を、申請を希望する前年度の指導者育成専門委員会で承認されるよう公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
- (2) アシスタントマネジャーコースの申請に当たっては、「共通科目Ⅰ+Ⅱコース」もしくは「共通科目Ⅰ+Ⅱ+Ⅲコース」も併せて申請すること。

## 3. 免除適応コースの承認に関する事項

- (1) 免除適応コースの申請については、免除適応コース申請基準に基づき、申請書に必要書類を添付し提出しなければならない。
- (2) 免除適応コースの承認については、申請書を提出後、本会免除適応コース申請校承認審査会および指導者育成専門委員会の審議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会が承認する。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合には、届出をし、承認を得なければならない。

## 4. 教員に関する事項

- (1) 公認アシスタントマネジャー養成主任(以下「養成主任」)の基準  
免除適応コース承認校においては、養成主任を置かなければならない。
  - ①養成主任は、アシスタントマネジャーコースの運営（カリキュラム編成、講師編成）の任に当たることができる者とする。
  - ②新規申請校で養成主任の任にあたる者は、原則として免除適応コースを申請する年度までに本会が開催する「公認アシスタントマネジャー養成コースに関する説明会」に参加すること。ただし、既に養成主任としての実績のある者はこの限りではない。
  - ③養成主任は、当該教育機関の専任教員でなければならない。

## 5. 教育に関する事項

- (1) 公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目カリキュラムを教授するのに適当と認められる者とは、別に定める講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であると本会マネジメント資格

部会が認める者とする。なお、申請の際には、必ず個票（経歴等を含む）を提出すること。

## 6. 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は、公認マネジメント指導者養成事業の趣旨を十分に理解した上で、別表の公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目カリキュラムの通りであること。
- (2) 授業の実施にあたっては、本会公認指導者資格・マネジメント資格養成事業について周知徹底を図ること。
- (3) 検定試験について  
公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目検定については、本会が直接開催する検定試験を受験すること。

### アシスタントマネジャー養成専門科目講習会講師基準

公認スポーツ指導者制度におけるマネジメント資格カリキュラムに基づく「アシスタントマネジャー専門科目講習会」を実施する際には、以下のいずれかの条件を満たす者に講師を委嘱すること。

1. 国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者。
2. 社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者。
3. 各科目の専門領域において、教育実績、研究実績または実務実績を持つ者。
4. 公認クラブマネジャー資格認定者。
5. 都道府県体育協会クラブ育成アドバイザーとしての活動実績を持つ者。
6. 広域スポーツセンターにおいて、クラブ育成支援に携わる指導員（専門職員）としての活動実績を持つ者。
7. 地域スポーツクラブ等で、クラブ運営のマネジメントについて活動実績のある者。
8. 日本体育学会など体育・スポーツに関係する学会に所属する者。
9. 社会教育主事（スポーツ担当）経験者。
10. 国、地方公共団体または公益法人等の研究機関に勤務する研究者（指導者を含む）。
11. その他、上記に準ずる者であると本会が認める者。